

静岡県公立大学法人への一般寄附金の取扱いに関する細則

平成 29 年 8 月 31 日 細則第 58 号

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、静岡県公立大学法人寄附金等取扱規程（以下「規程」という。）第 2 条第 1 項に定める寄附金のうち第 2 項に定める奨学寄附金を除くもの（以下「一般寄附金」という。）について、規程第 5 条第 1 項ただし書及び第 6 条第 6 項の規定に基づき、寄附金の受入れ及び決定の手続に関する特例を定めるものとする。

(受入れ等の手続の特例)

第 2 条 一般寄附金について、次の各号に該当する場合には、寄附金の申込みから受入れの決定までの手続があったものとみなし、寄附金受入承諾書兼入金依頼書の送付を省略する。

(1) 法人がゆうちょ銀行の払込取扱票（様式第 1 号）を受領した場合

(2) 寄附者が法人と提携する事業者（以下「提携事業者」という。）に物品の売却を申し込み、提携事業者が当該物品の売却代金を法人に納付する古本募金制度において、法人が売却代金を受領した場合

(3) 寄附者が法人と契約する事業者（以下「契約事業者」という。）にインターネットにより寄附を申し込み、契約事業者が寄附者からの寄附受入代金を法人に納付し、法人が寄附金を受領した場合

(寄附金の返還)

第 3 条 前条の規定により寄附金の申込みから受入れの決定までの手続があったものとみなした場合において、理事長が特に大学運営上支障があると認める場合には、受入れの決定を取り消し、寄附者に寄附金の全額を返還するものとする。

(寄附金受入承諾書兼入金依頼書の特例)

第 4 条 第 2 条各号に該当する場合には、規程第 6 条第 3 項に定める寄附申込者への寄附金受入承諾書兼入金依頼書の送付を行わないものとする。

(寄附金受領証明書の特例)

第 5 条 第 2 条第 2 号に該当する場合には、寄附者から希望があった場合に限り、規程第 6 条第 4 項に規定する寄附金受領証明書を送付するものとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

払込取扱票（刷色 赤）

（表面）

02	名古屋	払 込 取 扱 票	通常払込料金 加入者負担
口座記号番号		金額※	千 百 十 万 千 百 十 円
加入者名	静岡県公立大学法人 静岡県立大学		料 金
住所（〒）	電話 - -		<input type="checkbox"/> 匿名希望 <input type="checkbox"/> 卒業生 <input type="checkbox"/> 学部 年卒 <input type="checkbox"/> 大学からのご案内等の送付を希望しない
※ご依頼人・通信欄 氏名	E-mail		
* 寄附の用途(いずれかをお選びください。) ()内に具体的にご記入いただくこともできます。		目 附 印	
<input type="checkbox"/> 1 大学支援 () <input type="checkbox"/> 2 学生支援(3を除く。)() <input type="checkbox"/> 3 経済的理由により修学に困難がある学生の修学支援		日 附 印	
※ いずれも選択されなかった場合、本学の寄附委員会において審議し、用途を決定させていただきます。			
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号)			
これより下部には何も記入しないでください。			

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号			通常払込料金 加入者負担
加入者名		静岡県公立大学法人 静岡県立大学	
金額※	千 百 十 万 千 百 十 円		おなまえ ※
ご依頼人	日 附 印		
料 金	日 附 印		
備考			

この受領証は、大切に保管してください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで出してください。

（裏面）

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証等を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 布

印

この場所には、何も記載しないでください。